

## 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所 におけるＩＤカード不正使用に係るＳＥＲＰ予備会合 の結果について（その２）

令和３年２月９日  
原子力規制庁

### １．経緯

令和２年度第５４回原子力規制委員会臨時会合（令和３年２月８日）において、同年２月３日に開催した重要度評価・規制対応措置会合（以下「ＳＥＲＰ予備会合」という。）における暫定評価結果（重要度「白」）が了承され、同日（２月８日）、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）に対して通知した。

本日は、昨日の委員会での指示を受け、原子力規制庁が実施した東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査の重要度の評価について、その検討経緯を報告する。

また、本日、東京電力から、暫定的な評価結果に対する意見陳述要望はないとの回答（別添１）を受け取ったことから、この暫定的な評価結果が確定する。これを受け、東京電力に対し、対応区分１から２に変更することを通知するとともに、今後、東京電力に求める報告及び対応についてお諮りする。

### ２．原子力規制庁内における評価に係る本事案の経緯

#### （１）１０月実施の原子力規制検査による重要度評価

非公開

#### （２）ＳＥＲＰ予備会合に至るまでの経緯

非公開

#### （３）ＳＥＲＰ予備会合での判断

非公開

### ３．今後の対応

東京電力ホールディングスからの意見陳述要望がなかったことから、昨日、通知した暫定評価を確定評価とし、「安全重要度評価などに係る原子力規制委員会への報告及び了承について」に従い、対応区分が１から２に変更することを同社に通知する。また、今後の事案に対する改善措置活動の計画及びその実

施結果についての報告を求めることとしたい。

今後、東京電力からの報告を受け、その内容を原子力規制委員会に報告すると共に、その内容の評価を踏まえ、必要に応じ、追加の検討を求めることとしたい。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する、原子力規制検査（追加検査）の結果を原子力委員会に報告し、さらなる検査の継続や規制対応措置も含め、その後の対応について諮ることとしたい。

(案)

番 号  
年月日

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明 宛て

原子力規制庁放射線防護グループ  
安全規制管理官（核セキュリティ担当）

原子力規制検査に係る対応区分の変更について（通知）

原規放発第2102082号の検査指摘事項に対する重要度評価は、先に通知した暫定評価のとおり決定しました。これを踏まえ、下記のとおり対応区分を変更したので通知します。

なお、今回の対応区分の変更を受けて追加検査を実施するので、根本的な原因分析を伴う改善措置活動の計画及びその実施結果について令和3年3月10日までに報告してください。

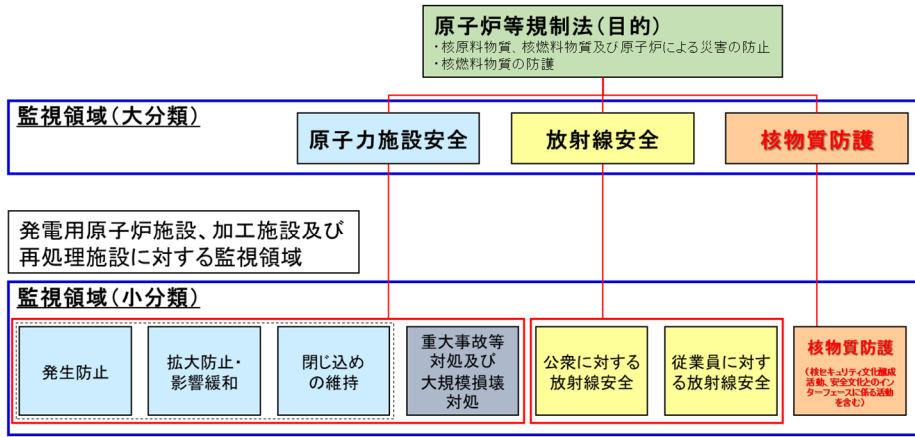
記

1. 対応区分  
第2区分とする。
2. 対応区分が適用される日  
令和2年10月1日とする。

## 対応区分について

### 1 監視領域

原子力規制検査を実施するに当たって関係する事項を一括で監視できる体系となるよう、事業者の保安及び特定核燃料物質の防護のための業務に係る活動（以下「安全活動」という。）の目的（以下「活動目的」という。）に応じ、図のとおり「原子力施設安全」、「放射線安全」及び特定核燃料物質の防護（以下「核物質防護」という。）の3つに大分類し、更にそれぞれ小分類を設け、分類ごとの活動目的の達成状況を監視する。



### 2 監視領域「核物質防護」の目的と属性

核物質防護検査の対象監視領域は、図のとおり、大分類・小分類ともに「核物質防護」であり、その目的と属性については以下のとおり。

監視領域（小分類）「核物質防護」の目的	
特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは防護設備等に対する破壊行為を防止すること。	
属 性	評 価 領 域
立入承認	防護区域等への人の立入りの承認
出入管理	防護区域等への人及び車両等の出入管理
物理的防護	防護区域等の設定等の物理的防護
情報システムの防護	情報システムに対する外部からのアクセス遮断、情報システムセキュリティ計画
核物質防護体制	防護体制の整備、緊急時対応計画の作成、非常の場合の対応
特定核燃料物質の管理	特定核燃料物質の管理
核物質防護情報の管理	核物質防護情報の管理

### 3 対応区分の設定

各監視領域の重要度評価及び安全実績指標の分類に応じて、別表に示すとおり、対応区分を設定する。なお、安全実績指標の値の分類により評価基準の対象となった事象が検査指摘事項としても評価基準の対象になっている場合は、いずれか分類の大きいものとする。

別表：対応区分（実用発電用原子炉施設）

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
施設の 状態	各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態	監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態
評価基準	全ての安全実績指標が緑及び検査指摘事項がある場合にその全ての評価が緑	監視領域（大分類）において白が1又は2	<ul style="list-style-type: none"> <li>一つの監視領域（小分類）において白が3以上又は黄が1又は</li> <li>監視領域（大分類）において白が3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監視領域（小分類）の劣化が繰り返し又は、</li> <li>監視領域（小分類）の劣化が複数又は、</li> <li>黄が複数又は、</li> <li>赤が1</li> </ul>	事業者が国民の健康と安全性の保護を確保するための安全活動を実施し、又は実施することができるという妥当な確信が原子力規制委員会にない状況（施設の許認可、技術基準その他規制要求又は命令の違反が複数あり、悪化している場合等）
検査 対応	項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則第3条第1項に係る基本検査</li> <li>追加検査はなし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則第3条第1項に係る基本検査</li> <li>規則第3条第2項第2号に係る追加検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則第3条第1項に係る基本検査</li> <li>規則第3条第2項第2号に係る追加検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則第3条第1項に係る基本検査</li> <li>規則第3条第2項第3号に係る追加検査</li> </ul>
	視点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の是正処置の状況を確認する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定</li> <li>根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、関連する検査項目を選定</li> <li>QMS要素の中から追加検査項目を選定</li> <li>根本原因分析の結果の評価及び安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体的な事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定</li> <li>根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第三者により実施された安全文化及び核セキュリティ文化の評価を含む。）の特定</li> </ul>

規則：原子力規制検査等に関する規則